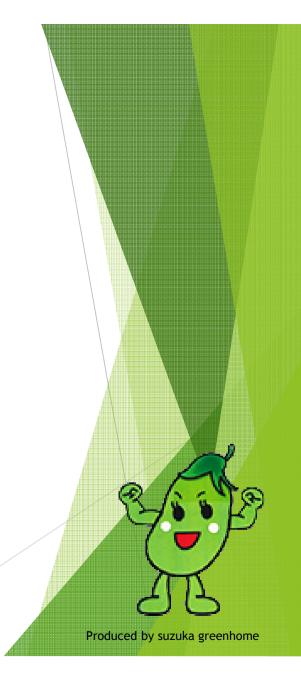
東海北陸ブロック研究大会IN富山

平成27年7月23日(木)~24日(金)



社会福祉法人 鈴鹿福祉会

鈴鹿グリーンホーム





沿車	<u> </u>
1992年 平成4年	4月 9日 社会福祉法人 鈴鹿グリーン福祉会 設立
1993年 平成5年	5月 1日 特別養涯老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム開設 (特養50床、ショートステイ事業所20床)
平成3年	10月 1日 デイサービスセンター開設 (特養併設)
1997年 平成9年	2月 10日 法人名称を社会福祉法人 鈴鹿福祉会に変更
1999年	9月 10日 居宅介匯支援事業所 介護保険事業所指定
平成11年	12月 18日 デイサービスセンター 介護保険事業所指定
2000年	1月 14日 ショートステイ事業所 介護保険事業所指定
平成12年	4月 1日 特別養護老人ホーム 介護保険事業所指定
2002年 平成14年	8月 26日 デイサービスセンター 定員を25名から30名へ
2003年 平成15年	10月 1日 デイサービスセンター 定員を30名から40名へ
2006年 平成18年	4月 1日 介護予防ショートステイ 介護保険事業所指定 介護予防デイサービス 介護保険事業所指定
	7月 1日 デイサービスセンター 定員を40名から45名へ
2007年 平成19年	11月 19日 デイサービスセンター、居宅介護支援事業所新築移転
2008年 平成20年	7月 1日 デイサービスセンター 定員を45名から50名へ

4月 1日 鈴鹿市算所にサロン花葉 (小規模型デイサービス) を開設

6月 1日 デイサービスセンター 定員50名から55名へ

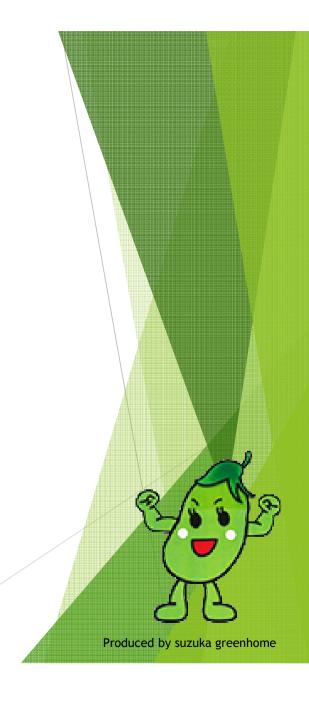
5月 1日 特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム リニューアル (ユニット型特養50床、ユニット型ショートスティ事業所30床)

2011年

平成23年

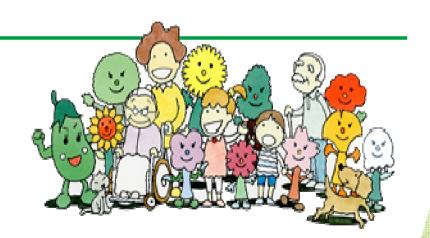
2014年 平成26年 2014年

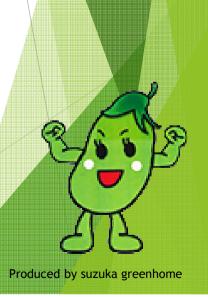
平成26年





私たちは、地域に信頼されるべき 存在であり続けます







暮らす

特別養護老人ホーム [介護老人福祉施設]

事業開始年月日 平成5年5月1日

ユニット型指定年月日 平成26年5月1日

ご入居定員 50名(5ユニット)



Produced by suzuka greenhome





事業開始年月日 平成5年10月1日

> ご利用定員 55名



♣★ 鈴鹿グリーンホームで働く職員の給与モデルケース

- 25歳 専門学校卒業 介護職員 一般職 採用5年目
- ¥ 月収平均 約 283,850円

項目	月収	年収
基本給	¥157,700	¥1,892,400
資格手当(介護福祉士)	¥5,000	¥ 60,000
住居手当(賃貸)	¥ 15,000	¥ 180,000
夜勤手当(4回)	¥16,000	¥ 192,000
準夜勤手当(8回)	¥ 24,000	¥ 288,000
介護職員勤勉手当(年2 回)*1	5.	¥100,000
期末勤勉手当 (年2回) 1 2	5.	¥ 693,880
合計	¥217,700	¥3,406,280

- 35歳 介護職員 主任 採用15年目
- ¥ 月収平均 約 343,660円

項目	月収	年収
基本給	¥197,800	¥2,373,600
資格手当	¥ 5,000	¥ 60,000
役職手当	¥5,000	¥ 60,000
住居手当(賃貸)	¥ 15,000	¥ 180,000
夜勤手当(4回)	¥16,000	¥192,000
準夜勤手当(8回)	¥ 24,000	¥ 288,000
介護職員勤勉手当(年2 回)*1	-	¥100,000
期末勤勉手当 (年2回)#1 #2	8	¥870,320
合計	¥262,800	¥4,123,920

- 40歳 ケアマネージャー 事業所管理者 採用20年目
- ¥ 月収平均 約 437,880円

項目	月収	年収		
基本給	¥260,400	¥3,124,800		
資格手当	¥ 30,000	¥360,000		
役職手当	¥ 15,000	¥ 180,000		
住居手当(賃貸)	¥15,000	¥ 180,000		
宿直手当(4回)	¥ 22,000	¥ 264,000		
期末勤勉手当 (年2回)=1 *2		¥1,145,760		
合計	¥342,400	¥5,254,560		

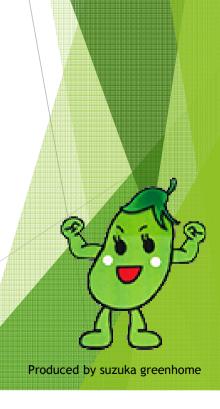
※1 人事考課あり(変動する可能性あり)

※2 平成26年度支給実績による(変動する可能性あり)

●その他の手当 (月額)

扶養手当(配偶者)	扶養手当(扶養親族)	住居手当(持家)	宿直手当	通勤手当・時間外手当
¥10,000	¥4,000	¥2,000	¥5,500	就業規則による

※退職金共済制度は「一般社団法人 三重県社会福祉事業職員共済会/独立行政法人 福祉医療機構」に加入しています。



社会福祉法人 鈴鹿福祉会 人事考課表

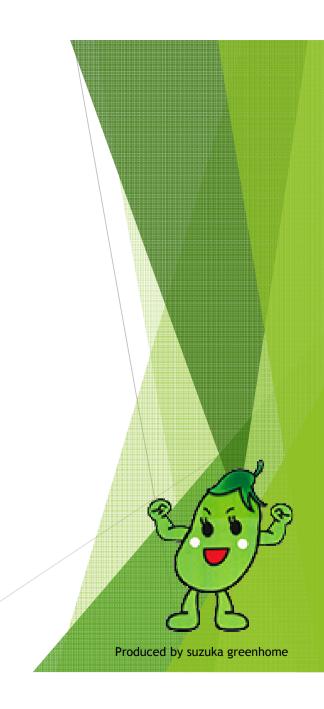
総合評価	理事長
	7440
21 (F)	
1	

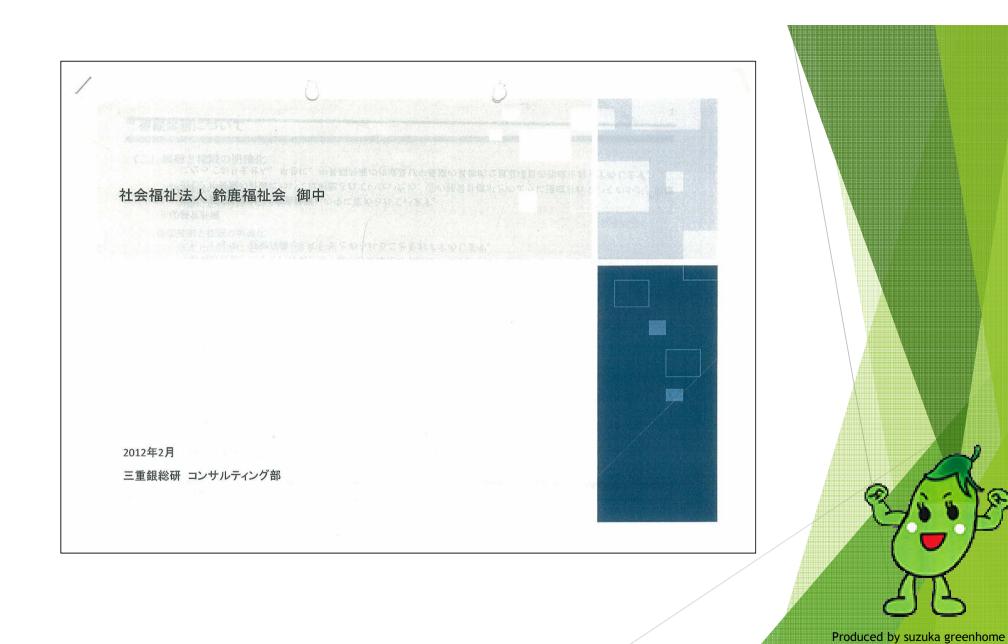
職 級	J	平成 27	年度上	
評価対象者氏名	勤務年数※ 年 か月 所属		役職	
経営理念	私たちは、地域に信頼されるべき存在であり続けます。			
経営ビジョン	気持ちを「かたちに」~こころづかいを地域の皆様に~ ~思いや	りを地域の皆様に	~	
経営目標	20年目からの、新たな挑戦、			
平成27年度事業計画目標				
部署(係)内目標				
グループ(ユニット)内目標				
評価点	ガイドライン(基準のクリア度合い)	点数	一次評価者	0
S	上位等級でも申し分がない。(=上位等級のAに該当するレベル)	7	一次計画有	4
Α	現等級の基準を余裕を持って満たしていた。(=模範的)	6	二次評価者	đ
В	現等級の基準をおおむね満たしていた。(=合格)	5	一次計画台	4
С	現等級の基準を満たしていなかった。(=不合格)	4	調整	(
D	現等級の基準を満たしておらず、支障を来していた。(=問題あり)	3	及び三次考課者	

評価 難みの液行度の							一次	一次評価		評価	調整三次集	及び	最終決定	
	要素	職務の遂行度の基準(着眼点)		ウェイト	評価	点数	評価	点数	評価		1	-	評価	点类
		1	挨拶·返事	1.00			- 8						- 11 3	
		2	声かけ・話し方(電話応対を含む。)	1.00								No.		
		3	守秘義務	1.00										
	職	4	動務姿勢	1.00		Rai						=		
	場の	5	服装・身嗜み・化粧等の好感度	1.00				Ē.						
	JL I	6	清潔·清掃·整理·整頓	1.00										
規建	ル	7	手洗い・うがいの励行	1.00								19		
生	やエ	8	報告·連絡·相談	1.00										
-1	チ	9	業務処理手順(業務マニュアル)の遵守度	0.75										
-	ケッ	10	職場の秩序	1.00										
- 1	۲	11	指示命令の受け方・遵守度	1.00		1 47								
- 1		-12	届出ルール(休暇・採用時提出書類の変更・免許提出、報告書等)遵守度	1.00								100		
- 1		13	物品の取り扱いと意識	1.00				20						
- 1		14	コスト意識	1.00										
T	n.	15	学習、啓発活動	1.00		51								
- 1	生事	16	アイデア・改善提案	1.00										
nate.	0	17	法人行事への積極性	1.00						13.0				
責運	チャ	18	業務への問題意識	1.50				Virg		MA				n i
生	L	19	会議への参加意欲	1.00				2/8						
- 1	ンジ度	20	利用者の自主的な情報収集及び積極的調査	1.00						300				
	度	21	自主的な問題解決活動	1.00						Sil		88		
╗	Ŧ	22	セルフコントロール	0.50	П					90		100		
為周	1 職	23	人間関係・コミュニケーション	1.00		-				12				
生	ワ間	24	他職員への支援、手伝い等の協力	0.50								100		
	2	25	係の決定事項の遵守	1.00		-12								
\exists	与	26	業務上の責任感	1.50		100								
贵	へえのら	27	期限の厳守	1.25		1				W	10.			
Ξl	責れ	28	委員会・行事への取り組み姿勢	1.00		1		7/17		250		257		
生	任た 度仕	29	研究への取り組み	0.50										
- 1	事	20	問題点を放置していない・責任転嫁をしていない	1.50			-		-					

老課者コメント畑

優に応じて特配事項や良い点、問題点、今後伸ばしていきたい点などを記入	
収考課者と考課が異なる場合、必ずその理由を明記する。	
	次考課者と考課が異なる場合、必ずその理由を明記する。





理事長賞推薦/審議書

被推薦者 所属(職)氏名	係	()		
推薦者職氏名 (所属長)	係	()		(II)
推薦の理由	推薦基準その1	(-· <u>=</u>	·三·四·五〕、	その2[一・二]	に該当
※推薦基準参照	【具体的な理由】	***************************************			
検討者 役職氏名					
審議結果					
■推薦者について	職員…主任以上の	没職者に	より所属長を通じ	て推薦を行う。	

主任、主査…所属長により推薦を行う。

所属長…施設長により推薦を行う。

施設長…理事長により推薦を行う。

■検討者 職員…直属所属長、係長数名、施設長により審議を行う。

主任、主査…直属所属長、係長数名、施設長により審議を行う。

所属長…施設長、理事長により審議を行う。

施設長…理事会において審議を行う。

■推薦基準その1(就業規則第33条パートタイマー就業規則第34条関係)

- 業務上有益な工夫、改善を行い法人の運営に貢献したとき
- 二 永年にわたって誠実に勤続し、業務成績が優秀で他の模範となるとき
- 三 事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常に際し適切な行動により被害を最小限に止めるなど 功労があったとき
- 四 社会的功績があり、法人、職員の名誉となったとき
- 五 その他前各号に準ずる行為又は法人の名誉信用を高めたとき

■推薦基準その2(理念、目標、事業計画関係)

- 一 経営理念、経営ビジョン、経営目標、事業計画目標に沿った業務を行い、他の模範となるとき
- 二 その他前号に準ずる行為又は法人の名誉信用を高めたとき

≪決済≫

理事長

≪合議≫ 施設長 在介係長 特養係長 医務係長 調理係長 総務係

